第七十七条中「別記様式第六十七号」を「別記様式第六十五号」に改める。

第七十八条を削る。

第七十九条中「第三十三条の規定」を「第三十二条の規定」に、「第三十三条第一項中「別記様式第三十五号」を「第三十二条第一項中「別記様式第三十四号」に、「別記様式第六十八号」を「別記様式第六十六号」に改め、同条を第七十八条とする。

第八十条中「別記様式第六十九号」を「別記様式第六十七号」に改め、「二通」を削り、「写真二枚」の下に「（受けようとする再交付の数が二以上であるときは、その数に一を加えた枚数）」を加え、同条を第七十九条とする。

第八十一条中「別記様式第七十号」を「別記様式第六十八号」に改め、「二通」及び「二枚」を削り、同条を第八十条とする。

第八十二条中「別記様式第七十一号」を「別記様式第六十九号」に改め、同条を第八十一条とする。

第八十三条中「第二十二条の規定」を「第二十二条第一項の規定」に改め、同条中「及び再交付」及び「この場合において、第二十二条中「別記様式第二十一号の講習修了証明書再交付等申請書」とあるのは、「別記様式第七十二号の年少射撃資格講習修了証明書再交付等申請書」と読み替えるものとする。」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第八十二条とする。

2　第二十二条第二項の規定は、法第九条の十四第三項において準用する法第五条の三第三項の規定により年少射撃資格講習修了証明書の再交付を受けようとする者について準用する。

第八十四条から第九十条までを一条ずつ繰り上げる。

第九十一条第一項及び第二項の規定中「別記様式第七十三号」を「別記様式第七十号」に、「三通」を「二通」に改め、同条第三項中「三通」を「二通」に改め、同条第四項中「別記様式第七十四号」を「別記様式第七十一号」に改め、同条を第九十条とする。

第九十二条第二号ハ中「別記様式第七十五号」を「別記様式第七十二号」に改め、同条を第九十一条とし、第九十三条を第九十二条とする。

第九十四条中「別記様式第七十六号」を「別記様式第七十三号」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十五条中「別記様式第七十七号」を「別記様式第七十四号」に改め、同条を第九十四条とする。

第九十六条中「別記様式第七十八号」を「別記様式第七十五号」に改め、同条を第九十五条とする。

第九十七条中「別記様式第七十九号」を「別記様式第七十六号」に改め、同条を第九十六条とする。

第九十八条中「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十号」に改め、同条を第九十七条とし、第九十九条を第九十八条とし、第百条を第九十九条とする。

第百一条第一項及び第二項の規定中「別記様式第八十号」を「別記様式第七十七号」に、「三通」を「二通」に改め、同条第三項中「三通」を「二通」に改め、同条を第百条とし、第百二条を第百一条とする。

第百三条の見出しを「（模造拳銃）」に改め、同条第二項及び第三項中「別記様式第八十一号の模造けん銃製造等届出書三通」を「別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書二通」に改め、同条第四項中「三通」を「二通」に改め、同条を第百二条とする。

第百四条第二項中「別記様式第八十一号の模造けん銃製造等届出書」を「別記様式第七十八号の模造拳銃製造等届出書」に、「別記様式第八十二号」を「別記様式第七十九号」に改め、同条を第百三条とし、第百五条を第百四条とする。

第百六条第一項中「別記様式第八十三号」を「別記様式第八十号」に改め、同条第二項中「別記様式第八十四号」を「別記様式第八十一号」に改め、同条を第百五条とする。

第百七条中「別記様式第四十一号」を「別記様式第四十号」に改め、同条を第百六条とし、第百八条を第百七条とする。

第百九条中「第四十二条」を「第四十一条」に改め、同条を第百八条とし、第百十条を第百九条とする。

第百十一条中「別記様式第八十五号」を「別記様式第八十二号」に改め、同条を第百十条とする。

第百十二条中「別記様式第八十六号」を「別記様式第八十三号」に、「別記様式第八十四号」に改め、同条を第百十一条とする。

第百十三条中「別記様式第八十八号」を「別記様式第八十五号」に改め、同条を第百十二条とする。

第百十四条中「別記様式第八十九号」を「別記様式第八十六号」に改め、同条を第百十三条とする。

第百十五条中「第四十二条」を「第四十一条」に改め、同条を第百十四条とする。

第百十六条第二項中「別記様式第九十号」を「別記様式第八十七号」に改め、同条を第百十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法による記録票の作成等）

第百十六条　前条第一項に規定する記録票は、電磁的方法により記録することにより作成し、当該記録に係る記録媒体により保存することができる。

2　前条第二項に規定する通知は、電磁的方法による記録に係る記録媒体を送付することによつて行うことができる。

第百十七条を次のように改める。

第百十七条　都道府県公安委員会は、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ台帳に登載し、異動のあるごとに整理しなければならない。

一　法第三条第一項第十一号若しくは第十三号、第二項若しくは第三項、第十条の八第一項、第二十一条の三第一項第四号、第二十二条の二第一項又は第二十二条の三第二項の規定により届出を受けた場合

二　法第五条の三第二項、第五条の四第二項、第五条の五第二項、第七条第一項、第九条の五第二項、第九条の十第二項、第九条の十三第二項又は第九条の十四第二項の規定により講習修了証明書、合格証明書、技能講習修了証明書、許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格認定証又は年少射撃資格講習修了証明書を交付した場合

三　法第七条の三第二項の規定により許可の更新をした場合

四　法第九条の二第一項、第九条の三第一項、第九条の四第一項又は第九条の九第一項の規定により指定射撃場、射撃指導員、教習射撃場又は練習射撃場を指定した場合

第百十八条中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に、「第八十七条又は第九十三条」を「第八十六条又は第九十二条」に改める。

別表第一（別記様式以外の部分に限る。）の備考七中「別記様式第七十七号」を「別記様式第七十四号」に改め、同表（別記様式以外の部分に限る。）の備考十一中「第四十五条」を「第四十四条」に改め、同表（別記様式以外の部分に限る。）の備考十二中「第十一条第一項第七号又は第八号」を「第十一条第一項第五号又は第六号」に改め、同表（別記様式以外の部分に限る。）の備考十三を次のように改める。

十三　住民票の写しは本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。

別表第一（別記様式以外の部分に限る。）の備考十四を削り、別表第一の別記様式を次のように改める。